

## ■寄附金控除の控除項目が変わります

これまで住民税の寄附金控除は所得控除の項目でしたが、税制改正により平成21年度課税分から税額控除（計算して出てきた税額からの控除）となります。所得税については所得控除のままであります。

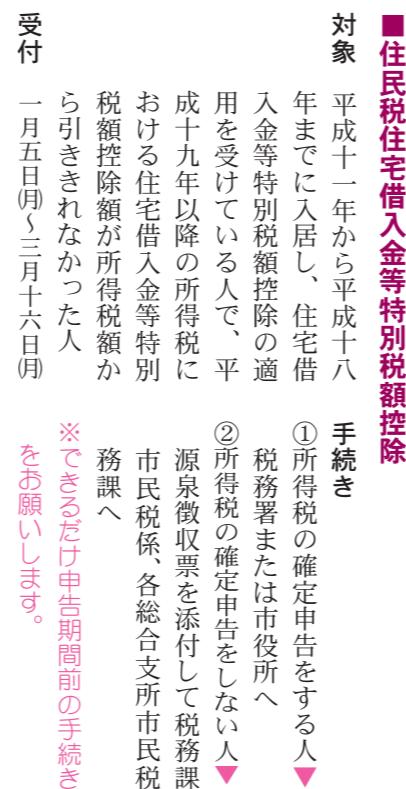
都道府県・市区町村のみに寄附をした場合 <b>ふるさと納税</b>	(年間寄附額 - 5,000円) × 10% …① (年間寄附額 - 5,000円) × (90% - 所得税限界税率) …② 控除額 = ① + ② …[a] ※限度額 ②▶住民税所得割額の10% [a]▶総所得金額等の30%
都道府県および市区町村が条例により指定した団体、または共同募金会、日本赤十字社支部にのみ寄附をした場合	■ <b>県民税分</b> (都道府県指定団体への年間寄附額 + 共同募金会、日本赤十字社支部への年間寄附額 - 5,000円) × 4% …③ ■ <b>市民税分</b> (市区町村指定団体への年間寄附額 + 共同募金会、日本赤十字社支部への年間寄附額 - 5,000円) × 6% …④ 控除額 = ③ + ④ …[B] ※限度額 総所得金額等の30%
上記の両方に寄附をした場合	■ <b>県民税分</b> (都道府県・市区町村への年間寄附額 + 都道府県指定団体への年間寄附額 + 共同募金会、日本赤十字社支部への年間寄附額 - 5,000円) × 4% …⑤ ■ <b>市民税分</b> (都道府県・市区町村への年間寄附額 + 市区町村指定団体への年間寄附額 + 共同募金会、日本赤十字社支部への年間寄附額 - 5,000円) × 6% …⑥ ■ <b>ふるさと納税</b> (都道府県・市区町村への年間寄附額 - 5,000円) × (90% - 所得税限界税率) …⑦ 控除額 = ⑤ + ⑥ + ⑦ …[C] ※限度額 ⑦▶住民税所得割額の10% [C]▶総所得金額等の30%

※国・政府等への寄附金は除く

## 申告日程

■古川地域 受付時間 午前▶9時～11時（※は正午まで） 午後▶1時～4時

会場	日 時	対象行政区
西古川地区公民館	2月12日木 午前	矢目、北引田、南引田、堀込、猪狩、中沢、柳原、北谷地
	午後	堤根、古川新田、飯川上、飯川下、渋井
	13日金 午前	成田、向三丁目、大崎北、大崎中、新田南
	午後	三丁目、大崎南、新田西、新田東
	16日月 午前	新田中、大西、新堀、耳取、柏崎、水室
	午後	上中目、西古川駅前、斎下、保柳、荒田目
	17日火 午前※	西古川地区公民館での申告対象で指定日に申告できなかった人
	18日水 午前	休塚西、休塚東、狐塚、馬放、長岡針、渕尻
長岡地区公民館	午後	富長西、富長東、上坪、馬櫛、下谷地
	19日木 午前	桜ノ目下、桜ノ目上、桜ノ目北、川熊南、川熊北
	午後	小林下、小林上、宮沢南、宮沢中、宮沢北
	20日金 午前	雨生沢、北宮沢表、北宮沢裏、元清滝
	午後	下清沢、上清沢、沢田上、沢田下
	23日月 午前	小野第一、小野第二、小野第三、小野第四、小野第五
	午後	荒谷第一、荒谷第二、荒谷第三、荒谷第四、長岡
	24日火 午前※	長岡地区公民館での申告対象で指定日に申告できなかった人
東庁舎5階大会議室	25日水 午前	下中目二、石森、宮内
	午後	榆木、下中目一、師山
	26日木 午前	荒川小金丁、十日町、七日町、浦町西・東、畠中北・南、前田町、大幡
	午後	北町南、北町中、北町北一、北町北二、境野宮、深沼、桑針、古川谷地中
	27日金 午前	塙目南、塙目北、西荒井北
	午後	米倉、西荒井上、西荒井南、小泉、鶴ヶ坪



市県民税  
申告期間  
2/12木  
～  
3/16金

# 税の申告はお早めに!!

市県民税と所得税の申告が始まります。申告期限間近になると会場や駐車場が大変込み合い、待ち時間も長くなります。早めに申告を済ませるようご協力をお願いします。

なお、「平成20年分の所得税の確定申告書」を税務署に提出する人は市県民税の申告をする必要はありません。

## ■問い合わせ

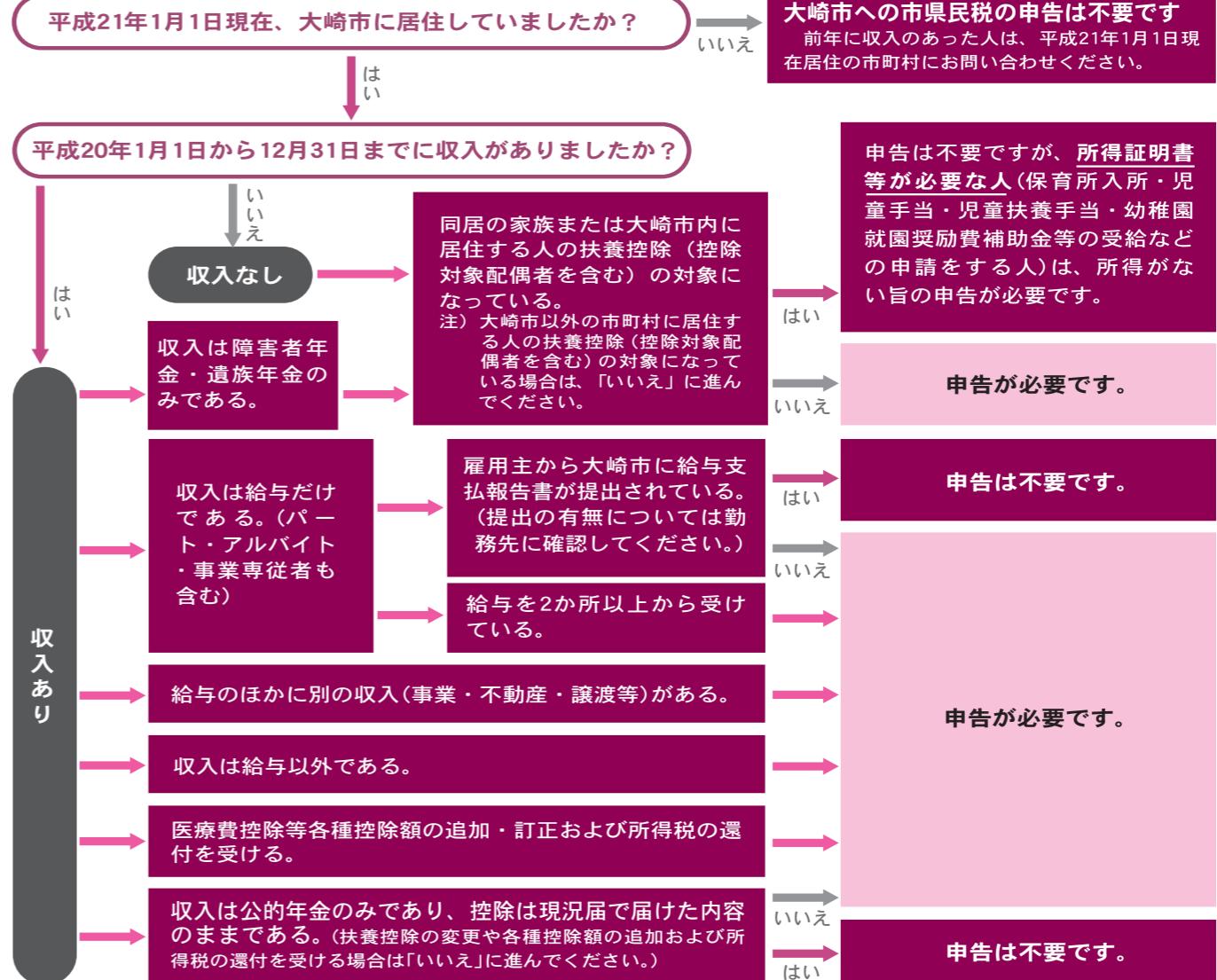
税務課市民税係 ☎ 23-5147

各総合支所市民税課

松 山 ☎ 55-2112	三 本 木 ☎ 52-2112
鹿 島 台 ☎ 56-7114	岩 出 山 ☎ 72-1212
鳴 子 ☎ 82-2019	田 尻 ☎ 39-1114

大崎市への市県民税の申告は不要です  
前年に収入のあった人は、平成21年1月1日現在居住の市町村にお問い合わせください。

## 市県民税申告チェックシート



■申告に関しての留意点  
上のチェックシートで該当する人は、日程を確認のうえ、各会場で申告をしてください。  
申告書は申告会場に用意しています。また、市ホームページ (<http://www.city.osaka.lg.jp/gip/>)からもダウンロードすることができます。  
●印鑑(シャチハタは不可)  
平成二十年中の収入および給与および公的年金の源泉徴収票または給与収入等を証明できるもの  
●各種控除を受けられる人は、収支内訳書や所得を算出するのに必要な諸帳簿、必要経費の領収書など  
●農業所得の申告  
平成十八年中までの農業所得について、「農業所得簡易計算」が使用されてきましたが、平成十九年中の農業所得申告分から廃止されましたので、申告する際は収支計算を行えるよう出荷証明、領収書等の持参をお願いします。  
※そのほか必要な資料をお持ちください。  
●申告に必要なもの  
申告書は申告会場に用意しています。また、市ホームページ (<http://www.city.osaka.lg.jp/gip/>)からもダウンロードすることができます。  
会場で申告をしてください。  
申告書は申告会場に用意しています。また、市ホームページ (<http://www.city.osaka.lg.jp/gip/>)からもダウンロードすることができます。  
申告に必要なもの